

■ 外部評価結果（平成24年度評価実施分）に対する今実施状況一覧表

- この一覧表は、平成24年度に実施された外部評価結果に対する実施状況を平成28年2月時点でまとめたものです。
- 外部評価結果の中に複数の指摘・提案が含まれている場合、①・②など番号を付し、その番号ごとに実施状況を整理しています。
- 外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性は、平成24年度末時点の方向性です。そのため、現在の方向性や実施状況と異なる場合があります。

【参考】 一覧表の平成27年度末までの実施状況の区分の説明

区分	説明
実施済	外部評価結果を実施したもの
一部実施済	外部評価結果の一部を実施したもの
代替手法で実施済	外部評価結果と同等の効果を別の手法で実施したもの
検討済	外部評価結果の全部又は一部を実施する方向で結論に至ったもの
代替手法で検討済	外部評価結果と同等の効果を別の手法で実施する方向で結論に至ったもの
検討中	外部評価結果の実施について検討を行っているもの
実施困難	外部評価結果の実施が困難なもの
現状では該当事例なし	外部評価結果について現状では該当事例がないもの

○ 外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性は、平成24年度末時点の方向性です。そのため、現在の方向性や実施状況と異なる場合があります。

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成24年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的対応状況	区分
1	農林業 (農林水産環境部 林業の振興)	行政評価	間伐材の搬出のために、今後、林道の整備や作業路の開設がますます重要となってくる中で、 <u>できるだけコストが掛からないよう①効率的な路線選定と②開設工事を行っていくべき</u> である。	低コストで壊れにくい作業道などを主体とした効率的な林道や作業路の整備を推進するため、森林組合からの提案だけに基づいて路線選定するのではなく、市と森林組合の両者の現地踏査により低コストで効率的な路線選定を進めていきます。	① これまでから一部の路線選定に当たっては、市と森林組合の両者の現地踏査による路線選定を行い、コスト削減に向けたルート選定を行っているところです。 ② また、平成25年度からは、森林経営計画(一体的なまとまりのある森林で間伐などの施業等を計画するもの)に基づき、効率的な作業路等の整備を進めています。	一部実施済
				森林組合作業員のオペレータ技術の向上を図ることで、効率的な開設工事を行っていきます。		② 組合作業員も含めて京都府主催の森林作業道作設オペレーター・フォローアップ研修に参加し、ルート選定から支障木の伐採、基本土工などの作業路開設及び災害に強い作業道整備の技術習得に係る研修を受講しました(平成24・25年度)。
			2	造林関係の事業について、 <u>国や府、関係機関の事業など市にとって有益な事業をより一層活用することについての研究や検討を行うことで、市の負担額をできるだけ少なくし、効率的に事業実施を図るべき</u> である。	市の財政負担を軽減して効果的に林業振興を図るため、これまでから国や府、関係機関の制度を研究・検討し積極的に活用しているところです。引き続き、国や府、関係機関の制度について研究や検討を行い、効率的な事業実施に努めます。	特記事項なし。

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成24年度末時点)	平成27年度末までの実施状況		
					具体的対応状況	区分	
1	農 林 業 （ 農 林 水 産 環 境 の 振 興 ）	行政評価	3	<p>森林組合への補助金の交付や委託による事業実施が多い中、公益性及び必需性の観点から①補助金の効果の検証を行うとともに、②委託単価の精査などに努め、引き続き、適正かつ効率的な事業実施に努めていくべきである。</p> <p>林業労働者確保のため、森林組合に対し、林業労働者の福祉の向上に対する支援(社会保険加入に係る事業主負担と共済事業加入に係る経費への支援)を行っています。 これらの支援については、京都府の制度を活用しながら、効率的・効果的に支援を行っており、林業労働者の確保に寄与しています。 なお、これまでは、森林組合から提出された事業報告内容の書面確認により事業実績の確認を行っていましたが、平成24年度から森林組合での現地検査(京都府と市が森林組合へ行き、事業報告内容を詳細に確認)を行い、より適正な事業実施に努めているところです。</p> <p>委託事業費については、森林組合から提案される施業実施内容の精査に加え、当該施業実施項目に適切に合致した京都府造林標準単価に基づき算出し、委託単価の精査に努めているところです。 今後は、施業実施内容と委託単価について、担当職員以外の職員による再精査の実施を検討し、一層の適正かつ効果的な事業実施に努めます。</p>	①	京都府と協調して実施している林業労働者支援事業(社会保険加入に係る事業主負担に係る経費の支援)について、府では森林組合を含めた全ての林業労働者に対し効率的・効果的な支援を実施できるよう制度見直し作業中であることから、府の見直し内容を確認した上で、市も合わせて見直しを行う予定です。	実施済
			4	<p>現在の木材需要と林業の状況を見ると、現状のまま経済的に採算を取って人工林の経営を行っていくことは、非常に困難であると思われる。そのため、市行造林事業については、①主伐後は、全て再造林するのではなく、収穫しても経済的に成り立つ森林だけ再造林を行い、②それ以外の森林については、災害などが発生しないよう環境保全機能を保持させつつ、維持管理にできるだけコストが掛からない方向での更新を検討すべきである。</p> <p>森林所有者である地元自治会などの分収契約により事業を継続していることから、主伐後はコスト面も踏まえて自治会などと相談しながら更新方法の協議を行っていきたいと考えています。</p> <p>上記①による森林所有者との協議の結果、再造林を行わないこととなった森林については、国や府の事業を活用し、山地災害の防止を図ることを目的として森林整備を進めていきたいと考えています。</p>	②	特記事項なし。	実施済
			5	<p>人工林の主伐期が先送りされる現状の中、市が分収契約を締結して行っている事業について、契約期間の終了までに要するコストと収穫することにより得られる収入額の試算を踏まえ、分収契約を解除することも含めた事業の見直しについて検討すべきである。</p>	①	特記事項なし。	検討中
			6	<p>森林の所有者の把握が困難であることにより、森林の集約化ができず、造林事業の効率化が図れない中で、森林の所有者の明確化に向けた取組を進めていくべきである。</p> <p>施業実施区域を明確化することが森林所有者の明確化につながることから、国や府の事業の活用を検討し、森林組合で施業実施区域の明確化作業などに取り組むよう森林組合へ指導していきます。</p>	②	特記事項なし。	検討中
				<p>人工林の主伐期が先送りされる現状の中、市が分収契約を締結して行っている事業について、契約期間の終了までに要するコストと収穫することにより得られる収入額の試算を踏まえ、分収契約を解除することも含めた事業の見直しについて検討すべきである。</p>		分収契約地の現況調査を実施し、現況把握することにより、長期的な施業計画の策定を行うよう準備を行っています。	検討中
				<p>森林の所有者の把握が困難であることにより、森林の集約化ができず、造林事業の効率化が図れない中で、森林の所有者の明確化に向けた取組を進めていくべきである。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 森林経営計画の策定に必要な森林所有者の基礎調査を市が実施し、所有者確定の事務を行うとともに、森林組合へ指導を行っています(平成25年度～)。 このことにより、森林組合の森林経営計画策定と計画に基づく施業集約化の促進を図っています。 	一部実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成24年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的対応状況	区分
1	農林業 (農林水産環境の振興)	歳出抑制	1 人工林の経営について、分収契約期間の終了まで造林事業を行うという目的を、 <u>人工林経営による損失を最小限に抑えるという視点へ転換し、常にアンテナを張って、木材の売れる価格と将来的に投じていく予算額などを見据えて人工林の経営を行っていくこと</u> が、歳出抑制につながるものと思われる。	契約期間終了までに必要なコストと販売額の把握のためには、木材の蓄積量(人工林の体積の合計)を詳細に把握する必要があることから、多額の費用と労力が必要となることが考えられますが、まずは、植林後の標準的な伐期を迎えている造林地毎に保育施業履歴などを参考にしながら現地調査を行うなど、現状把握の手法について検討を進めていきます。 そのような中、現状で実施可能なこととして、現在、主に木材の保育や間伐のために整備している作業道について、今後、伐期を迎えつつある木材の伐採・搬出も見据えて長期的に使用していくことを前提に、低コストで壊れにくい作業道を補助事業を活用して整備することで、長期的な視点からの歳出抑制につなげていきたいと考えています。あわせて、効率的な路線選定と開設工事を進めていきます。 また、森林組合との連携を密にしながら、木材の市場価格などの動向の把握にも努めていきます。	特記事項なし。	検討中
			2 所管部局において検討されている間伐材のチップを利用した熱や電気の供給などの間伐材の有効活用については、森林の整備が進むとともに燃料代の節約などにつながる可能性があると思われるが、 <u>事業の経営は基本的に民間事業者任せ、市は、事業の研究や可能性の調査、初期の基盤整備などの支援にとどめて、効率的で効果的な事業執行を図るべき</u> である。	今後、間伐材の搬出が本格化していく中で、間伐材を利用して燃料用、製紙用チップの有効活用を事業化していくことは、森林整備と公益的機能の保全の面で有効と考えています。 民間事業者による効率的・効果的な事業執行に向け、木質チップ加工会社の事業化について、森林組合や製材組合などの出資予定者との協議を実施しているところです。	<ul style="list-style-type: none"> 木質チップ加工を行う事業会社(森林組合や林業者等の出資により平成25年6月設立)が、国の補助事業を活用して行う木材流通・加工施設整備に対し、補助金による支援を行いました(平成25年度)。 木質チップの需要拡大のため、市内の公共温泉施設(3施設)に木質チップボイラー整備を行いました(平成26年度)。今後は、民間施設への導入の可能性について検討しています。 	実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成24年度末時点)	平成27年度末までの実施状況			
					具体的対応状況	区分		
2	ごみ・ 廃棄物対策 (市民部)	行政評価	1	各町の最終処分場において、開設日数の違いや直営方式で実施している処分場があるなど運営方式の違いがある。合併してから8年が経過する中では、これらの平準化を図ることが望ましいと思われることから、また、経費節減を図るためにも、①直営部分を委託方式に切り替えたり、②処分場の開設日数を減らしたりすることについて検討すべきである。	<p>現在、市内に4か所設置している最終処分場のうち直営部分を残しているのは大宮最終処分場のみで、当該施設には、市職員1人を配置しています。</p> <p>維持管理の委託方式への変更については、当該職員の処遇及び費用対効果を含めて人事課と協議した結果、当分の間は現行どおりとします。</p> <p>久美浜最終処分場について、ほかの施設と同程度まで開設日数を減少することについては、京丹後市廃棄物減量等推進審議会への諮問や地元区長会等への打診などを行い、平成25年度に協議する予定です。</p>	①	平成26年度からは大宮最終処分場職員の退職に伴い、委託方式に切り替えました。	実施済
			2	<p>所管部局の歳出抑制の考え方の生ごみのリサイクルに関する部分について、<u>生ごみリサイクルの推進が市全体のコスト削減につながらないという場合には、本施策の中で、別の歳出抑制策を検討すべきである。</u></p> <p>塵芥収集事業のうち、家庭ごみ収集運搬業務については、業務の継続性及び安定的遂行も確保しつつ、サービスの向上や業務委託料の縮減に対して競争性が発揮できるよう、現在検討されている<u>現行の契約方法の見直し</u>について、その実現に向け検討を深めてはどうか。</p>	<p>生ごみの分別収集の推進に加え、市では大きくコストが掛からない次のリサイクル率向上の取組を行うことで、処分場の延命化を図る予定です。</p> <p>① 紙ごみの分別 ② 小型廃家電の分別</p> <p>現在、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が求める業務の安定履行を確保しつつ、サービスの向上や契約手続きの公平性・透明性確保につながるよう契約方法の見直しを検討しており、今後も、その実現に向けた検討を進めます。</p>	②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元区長会への説明を経て京丹後市廃棄物減量等推進審議会への諮問を行うなど、開設曜日と開設日数の調整を行いました(平成25年度)。 ・ 最終処分場の管理規則を制定した上で、開設曜日と開設日数の見直しを行いました(平成26年4月～)。 	実施済
		歳出抑制	1	<p>所管部局の歳出抑制の考え方の生ごみのリサイクルに関する部分について、<u>生ごみリサイクルの推進が市全体のコスト削減につながらないという場合には、本施策の中で、別の歳出抑制策を検討すべきである。</u></p>	<p>生ごみの分別収集の推進に加え、市では大きくコストが掛からない次のリサイクル率向上の取組を行うことで、処分場の延命化を図る予定です。</p> <p>① 紙ごみの分別 ② 小型廃家電の分別</p>		①について、平成26年度から分別をスタートしました。	一部実施済
			2	<p>塵芥収集事業のうち、家庭ごみ収集運搬業務については、業務の継続性及び安定的遂行も確保しつつ、サービスの向上や業務委託料の縮減に対して競争性が発揮できるよう、現在検討されている<u>現行の契約方法の見直し</u>について、その実現に向け検討を深めてはどうか。</p>	<p>現在、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が求める業務の安定履行を確保しつつ、サービスの向上や契約手続きの公平性・透明性確保につながるよう契約方法の見直しを検討しており、今後も、その実現に向けた検討を進めます。</p>		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の主旨や関係省庁通知を考慮し、経済性よりも業務の継続性や安定履行を重視すべきであり、入札への移行は困難と考えます。	実施困難
			3	<p>現在4か所で行っている埋立て処分について、<u>いくつかの処分場を休止することで処分場を集約し、順次埋め立てていく方法</u>が現在検討されているところであるが、不法投棄などの対策を十分に行うとともに、地元住民の合意を得る努力を行いつつ、実現に向け検討を深めてはどうか。</p>	<p>処分場を休止しても、処分場の維持管理経費(処分場からの浸出水処理や施設維持管理など)は引き続き発生します。</p> <p>さらに、休止に伴い、雑草繁茂や荒廃を防ぐための処分場内の維持管理経費や再開時の復旧費、処分場までの距離が遠くなることによる収集運搬委託料の増加などの経費が新たに発生すると考えます。また、市民が処分場へ直接搬入する場合には、処分場までの距離が遠くなるため、市民サービスの低下につながります。</p> <p>これらのことに加え、各処分場の埋立終了予定時期も近いことから、提案内容の実現よりも、埋立期間終了後、時代の変化(ごみ処理方法の変化)に応じ、順次新設又は旧施設の再活用などの工夫を図るほうが、合理的と考えます。</p>		特記事項なし。	実施困難
			4	<p>不法投棄や野焼きなどの対策を十分に行いつつ、歳入確保の観点から<u>ごみ袋の料金を値上げ</u>することについて検討を行ってはどうか。また、ごみ袋の料金を値上げすることにより、当面のごみの排出削減につながるのではないかと。</p>	<p>本市のごみ袋の料金は、府内の他市町村と同程度の料金であることも踏まえ、地域の経済状況が厳しい中、生活密着品であるごみ袋の値上げは慎重に行うべきと考えます。</p> <p>また、料金値上げは歳入確保の観点からのみで考えるのではなく、適正なごみ処理の確保(分別・排出の徹底、紙ごみなどの新たな分別品目の創設、不法投棄の防止など)に向けた政策誘導ツールとして捉え、効果的なタイミングと方法により、検討すべきと考えます。</p>		特記事項なし。	実施困難

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成24年度末時点)	平成27年度末までの実施状況		
					具体的対応状況	区分	
3	支えあい（市、民助け・あ健の長寿地域福祉部の推進	行政評価	①母子寡婦福祉会活動費補助金及び②父子会活動費補助金について、実態として団体運営費に対する補助になっていると思われることから、 <u>事業費補助へ切り替え</u> していくべきである。	母子寡婦福祉会活動費補助金と父子会活動費補助金については、障害者団体への活動補助も含めて、平成25年度から1つの補助金に統合し、事業費補助へ切り替える予定です。	①	補助金等に関する基本方針に基づく見直しの検討の結果、平成25年度から事業費補助へ切り替えました。	実施済
					②		実施済
			②国における新しい公共や京都府における地域力再生などの動きに見られるように、行政の役割が見直され、社会福祉協議会などの従来から活動している既存団体が担ってきた部分についてもNPOやコミュニティビジネスなどが重要な役割を担いつつある。このような状況の中、社会福祉協議会が地域福祉に果たす役割は十分理解できるが、設立から長年が経過し、社会福祉協議会を取り巻く状況も大きく変化してきていること、本施策の評価の中で詳細に評価することはできないこと、市から多額の支出をしていることから、 <u>社会福祉協議会で実施している事業だけについて議論し、評価する場を設け、改めて事業の内容や事業実施の必要性、他の民間団体の育成を阻害していないかなどの視点から客観的にチェックを行うべきである。</u>	社会福祉協議会で実施している事業について、客観的にチェックを行う方法について検討を行っていきたいと考えています。 なお、社会福祉協議会への運営費補助金については、平成24年9月に策定した「補助金等に関する基本方針」に基づき、今後、補助金の必要性や妥当性を検討していきます。 また、今後、ボランティアやNPO法人などの地域福祉を担う団体が増えれば、市と社会福祉協議会がこれらの団体と連携・協働することで地域福祉の充実を図ることができると考えられるので、福祉活動を担う他の民間団体の状況を調査するなどの実態把握を行っていく予定です。		・社会福祉協議会の存在意義、役割を明確にするため、他の社会福祉法人やNPO法人の活動内容を把握し、役割の違いを整理します。 ・また、社会福祉協議会への運営費補助金交付要綱の整備を進める中で、社会福祉協議会の運営・経理内容を把握し事業の必要性や効率的な運営について検討しています。	検討中
			③戦没者追悼事業について、現在市が負担している京都府及び全国戦没者追悼式に参加するための①食事代及び②交通費について、 <u>参列者の負担とすべきである。</u>	京都府戦没者追悼式の食事代について、平成25年度から参列者負担とする予定です。 ※ 全国戦没者追悼式については、これまでから市で食事代の負担はなし。	①	京都府戦没者追悼式の食事代については、平成25年度から参列者負担としました。	実施済
				全国戦没者追悼式の際の京都市までの交通費は市が負担するとの取決めがあるため、今後、京都府と調整を行っていく予定です。 ※ 京都府戦没者追悼式については、これまでから市で交通費の負担はなし。	②	特記事項なし。	検討中
			④くらしの資金貸付事業について、貸付金という性質から、 <u>より一層の回収に努める必要がある。</u>	毎年度策定している滞納整理計画に基づき、回収に努めるとともに、貸付後の生活状況の把握と相談支援の充実を図ることで、より一層の資金回収に努めていきます。		毎年度滞納整理計画書を策定し、8月、12月、3月及び出納整理期間中は、集中的に回収に努めているところです。	実施済
⑤福祉人材育成事業について、講演を聴くだけでなく、 <u>企画段階から講師へ積極的にリクエストを行い、映像や体験型の内容を取り入れるなど、現在と同じ費用でより市民が参加したいと思えるよう工夫して実施すべきである。</u>	本事業については、平成25年度から予算を計上せず、他の部署や関係団体が実施する講演や講座に福祉人材育成に関する内容を取り入れてもらう形で、福祉人材の育成を図っていく予定です。 これらの部署や関係団体と連携・調整する中で、積極的にリクエストを行うとともに、年度ごとにテーマを設定するなど計画的・体系的な内容でリクエストしていくことで、より市民が参加したいと思えるような内容となるよう努めていきます。		・平成25年度から市では予算計上せず、社会福祉協議会で福祉人材育成に関する事業を実施してもらっています。 ・事業実施に関して社会福祉協議会と連携する中で、外部評価でご指摘の内容を伝え、市民が参加したいと思えるよう工夫した事業実施に努めてもらっています。	実施済			
⑥災害見舞金等事業について、近隣の自治体の水準と比較するなど、 <u>見舞金などの支給基準や支給金額などの妥当性についてしっかりと検証を行い、必要に応じて適正な水準への見直し</u> を検討すべきである。	近隣の自治体の支給水準と比較し、支給基準や支給金額などの妥当性の検証を行った結果、本市の支給水準は妥当と考えられることから、現行の支給水準を継続します。		左記対応の方向性のとおり、平成24年度に支給基準や支給金額などの妥当性の検証を行いました。	実施困難			

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成24年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的対応状況	区分
3	支えあい（市民助け・健康の長寿地域福祉部）の推進	歳出抑制	ボランティアやNPO、自治会の活動などの地域共助の充実や民間団体の事業参入などを促進させることで、社会福祉協議会に対する補助金などの縮小を図ってはどうか。	本市の地域福祉を推進する事業主体として社会福祉協議会の存在意義は大きく、運営に対する支援は必要であり、地域福祉に関連するボランティアやNPO法人などの団体が少ない本市の現状では、縮小は困難と考えます。 一方で、今後、ボランティアやNPO法人などの地域福祉を担う団体が増えれば、市と社会福祉協議会がこれらの団体と連携・協働することで地域福祉の充実を図ることができると考えられるので、まずは、現在、社会福祉協議会が担っている制度の狭間における地域福祉の事業の担い手としてボランティアやNPO法人などの民間団体の事業参入の可能性を検討します。社会福祉協議会への補助金などの見直しについては、ボランティアやNPO法人などの事業参入の状況を踏まえた上で、検討を行っていきたく考えています。 なお、社会福祉協議会への運営費補助金については、平成24年9月に策定した「補助金等に関する基本方針」に基づき、今後、補助金の必要性や補助金の妥当性を検討していきます。	・ ボランティアや自治会活動などの地域共助の充実やNPO法人などの民間団体の事業参入の可能性の検討を行います。 ・ 補助金等に関する基本方針に基づき、補助金交付要綱の整備を進める中で、補助金の必要性や妥当性を検討しています。	検討中
			①母子寡婦福祉会活動費補助金及び父子会活動費補助金、②京丹後市社会福祉大会開催事業及び福祉人材育成事業など、事業内容に共通点が見られる事業については、事業を一つに再構築することにより、経費削減を図ってはどうか。	母子寡婦福祉会活動費補助金と父子会活動費補助金については、障害者団体への活動補助も含めて、平成25年度から1つの補助金に統合し、事業費補助へ切り替える予定です。	① 左記対応の方向性のとおり、障害者団体への活動補助も含めて、平成25年度から社会福祉団体事業補助金として1つの補助金に統合し、事業費補助へ切り替えました。	検討中
			今後、市の財政が非常に厳しくなった場合においては、根拠法令がなく、かつ財源が市の単独費用である事業について、①廃止も含めた事業の見直しを検討してはどうか。また、それができない場合でも、②根拠法令を整理していく中で、事業内容を整理し、歳出抑制を図るべきである。	福祉人材育成事業については、見直しの検討の結果、京丹後市社会福祉大会開催事業と再構築するのではなく、平成25年度から予算計上せず、他の部署や関係団体が実施する講演や講座に福祉人材育成に関する内容を取り入れてもらう形で実施していく予定です。	② 左記対応の方向性のとおり、再構築するのではなく、次のとおり見直しを行いました。 ○ 福祉人材育成事業 市では予算計上せず、社会福祉協議会で福祉人材育成に関する事業を実施してもらっています(平成25年度～)。 ○ 京丹後市社会福祉大会開催事業 事業費精査の結果、事業費の総額抑制を行っています(平成26年度～)。	代替手法で実施済
			今後、市の財政が非常に厳しくなった場合においては、根拠法令がなく、かつ財源が市の単独費用である事業について、①廃止も含めた事業の見直しを検討してはどうか。また、それができない場合でも、②根拠法令を整理していく中で、事業内容を整理し、歳出抑制を図るべきである。	福祉人材育成事業については、見直しの検討の結果、平成25年度から予算計上せず、他の部署や関係団体が実施する講演や講座に福祉人材育成に関する内容を取り入れてもらう形で実施していく予定です。 また、地域福祉活動事業補助金についても、見直しの検討の結果、平成25年度からは補助金の交付は行わず、社会福祉協議会の自主財源の中で、事業実施を行ってもらう予定です。 その他の事業についても、事業の必要性を検証する中で、引き続き見直しを検討します。	① 次のとおり見直しを行いました。 ○ 福祉人材育成事業 市では予算計上せず、社会福祉協議会で福祉人材育成に関する事業を実施してもらっています(平成25年度～)。 ○ 地域福祉活動事業補助金 補助金の交付は行わず、社会福祉協議会の自主財源の中で、事業実施を行ってもらう予定です(平成25年度～)。	実施済
			補助金について、平成24年9月に策定した「補助金見直し基本方針」に基づき、補助金交付要綱に基づく助成とするよう検討します。	② 特記事項なし。	検討中	

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成24年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的対応状況	区分
4	(教育委員会事務局) 学校教育の充実	行政評価	1 スクールバス購入事業及び運行管理事業において、現在においても効率的な運行に努めているところであるが、学校の再配置が進んでいく中で、今後も安易にスクールバスの台数の増加が必要という発想に陥ることなく、 <u>民間のバスや市営バスも含めた運行路線の工夫を行うなど、より一層の効率的な運行に努めるべき</u> である。	学校再配置に伴うバス通学対象区域の拡大の際には、民間の路線バスや市営バスの利用も含めて検討し、効率的な運行に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 久美浜中学校のバス通学対象区域の拡大に際し、市営バス路線(川上線)をスクールバス路線に変更した上で、一般混乗路線(スクールバス通学時に一般の人も混乗でき、スクールバスとして使用されていない日中の空き時間には、路線バスとして運行する路線)とすることとしました(平成25年4月～)。 これまでから上常吉地区から大宮第二小学校への登校便について、民間の路線バスを利用していましたが、再配置後も引き続き民間の路線バスを利用することとしました(平成25年4月～、再配置後の拠点校:大宮第二小学校)。 市営バス路線(二区環状線)をスクールバス路線に変更した上で、一般混乗路線とすることとし奥三谷、口三谷地区の児童を通学支援することとしました(平成26年4月～) 学校再配置の進展に伴い今まで学校毎に結んでいたスクールバスの契約を旧町単位でまとめて契約することにより経費節約を行いました(平成26年4月～) 	実施済
			2 学校情報化推進事業の中で、現在リース方式でパソコンが整備されているが、以前と比べパソコンが安価になってきていることから、 <u>次回のパソコン更新時には、リース方式と購入方式のどちらが安いという検証を十分に行った上で、更新を行うべき</u> である。	平成25年度当初予算編成において、購入方式によるパソコン更新の検討と予算見積りを行いました。単年度支出が大幅に増加し、財源不足が懸念される結果となりました。 購入方式が安価であることは明らかなものの、単年度支出を抑えるため、購入方式による導入が難しい現状にあります。財政見通などを視野に入れ財政部局と調整しながら、引き続き更新の手法について検討していきます。	購入方式が安価であることは明らかなものの、単年度支出を抑えるため、主にリース方式による導入を行っています。	実施困難

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成24年度末時点)	平成27年度末までの実施状況		
					具体的対応状況	区分	
4	(教育委員会事務局) 学校教育の充実	行政評価	3	家庭へのパソコンが普及し、子どもが家庭でパソコンを使用する機会が増えている中で、機器の操作方法だけでなく、 <u>パソコンの活用方法や情報モラルの習得などの部分をより重視すべき</u> である。	小中学校の情報教育環境を整備・維持し、インターネットやメールによる有害情報から児童生徒を守る知識や指導など、教職員の情報モラル教育の更なる向上を図るとともに、児童生徒がパソコン学習を通じて、有効に活用することができるよう指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全小学校の情報教室パソコンには、学習支援統合ソフトを導入しており、ワープロ・表計算・発表資料作成の基礎的な学習を始め、写真加工・音楽作成、情報漏えい防止・情報モラル教育など、パソコンの多様な利活用などについての指導を総合的に行っています。 ・ 全中学校の情報教室パソコンには、ワード・エクセル・パワーポイントを導入しており、より実用的なパソコンの利活用指導及び情報モラルについての指導も丁寧に行っています。 ・ 年1回、各学校の情報教育担当・情報化担当教職員を対象に研修会を開催し、指導者としての技能と知識の習得を行っています。 ・ 教職員に対する情報モラル研修を行うとともにPTA等でも情報機器の情報機器に対する正しい認識を持ってもらう研修会を実施しています。 	実施済
		歳出抑制	1	外国語指導助手招致事業について、 <u>学校再配置に伴い何人の外国語指導助手が必要なのか改めて精査し、最低限必要な人数まで減らす</u> ことを検討してはどうか。	グローバル社会の進展に伴い、外国語教育の必要性はますます高まるものと考えていますが、再配置による学校数の減少を踏まえ、外国語指導助手の人数を精査したいと考えています。	今後想定される中学校における英語授業の強化、小学校の英語活動の教科への格上げ等によるALTの需要増が見込まれるため、外国語指導助手の人数の削減は困難です。なお、学校再配置の進捗による学校数の減を勘案し、外国語指導助手の人数の精査は行っています。	実施困難

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成24年度末時点)	平成27年度末までの実施状況		
					具体的対応状況	区分	
4	(教育委員会事務局)	歳出抑制	<p>奨学金給付等事業について、ほかにも奨学金制度があること、学校において学費の減免制度があること、給付を受けた生徒や学生が地元へ戻ってくる保証もないことなどから、①奨学金の貸与への切替えや、できるだけ②給付を受けた生徒や学生が地元に戻ってくるような工夫を行ったり、③対象者を真に必要な人に絞った上で給付額を増やしたりするなどの方法により奨学金の効率性や効果を向上させること又は廃止も含めた見直しの検討を行うことで、事業費の削減を図ってはどうか。</p>	<p>学費の減免制度やほかの奨学金制度では、学力や体調などの面で厳しい審査基準が設定されていることがある中で、本奨学金制度は、Uターンの有無に関係なく、教育を受ける機会均等の観点から、勉学意欲がありながら、経済的理由により修学困難な学生・生徒へ奨学金を給付することを目的としています。</p> <p>また、貸与型の奨学金については、市において多額の原資が必要となるほか、将来的な償還に伴う本人負担が大きいため、奨学金制度を利用したくても利用できないケースが生じることが考えられます。</p> <p>そのため、外部評価結果で提案いただいている内容については、今後の検討課題とし、当面は現行制度を維持したいと考えています。</p>	①	奨学金を用途とした寄附金を原資として、大学等への進学を支援する貸与型の奨学金制度を平成28年度から創設することとしています。	検討中
				<p>奨学金受給のための所得制限は、京都府高等学校等修学資金貸与実施要項の基準のおおむね8割以下としており、低所得者に配慮した給付となっているものと考えています。</p> <p>そのため、当面は現行制度を維持したいと考えています。</p>	②	Uターンを条件とする制度とするのは教育的な観点から考えて困難です。	実施困難
				<p>再配置校への運搬のための車両の購入と運転手の確保、再配置校の給食搬入口の整備などを考えると、数年内に再配置となる学校へのこれらの経費の投資はかえって非効率であると考えます。</p>	③	給付型に加え貸与型の奨学金を創設し、面接等により選考すること、必要な額を貸し付けることで、より効率的、効果的な制度にしていくこととします。	検討中
			<p>今後、学校の再配置が進んでいく中で、再配置の対象となっている学校については、再配置後に拠点校として残る学校で給食を調理し、拠点校とならない学校に対してはそこから給食を配達することを検討し、人件費も含めた事業費の削減と再配置後のスムーズな給食調理体制への移行を図ってはどうか。</p>	再配置校への運搬のための車両の購入と運転手の確保、再配置校の給食搬入口の整備などを考えると、数年内に再配置となる学校へのこれらの経費の投資はかえって非効率であると考えます。		特記事項なし。	実施困難

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成24年度末時点)	平成27年度末までの実施状況		
					具体的対応状況	区分	
4	(教育委員会事務局) 学校教育の充実	歳出抑制	<p>今後、学校の再配置が進んでいく中で、現在、各地域公民館に配置されている①地域コーディネーターや②指導主事について、機動性を確保しつつ、教育委員会事務局へ人員を集約することで、総人数を減らし、効率化を図ってはどうか。</p>	<p>地域コーディネーターは、「地域のボランティアが活動しやすい環境づくり」と「学校と地域ボランティアの良好な関係」を築く調整役であり、また、新たな支援が必要な地域の人材発掘と確保も重要な業務であるため、常に身近な場での活動が必要であると考えます。</p> <p>そのため、地域公民館に配置されている地域コーディネーターの人数を減らすことは困難です。</p>	①	特記事項なし。	実施困難
			<p>緊急な問題事象など、学校に駆けつけて迅速な指導・助言が必要な場合に対応するため、各地域への指導主事の配置は、一定必要であると考えています。</p> <p>なお、学校再配置が進む中で学校数が減少することから、町域を見渡した効率的な指導主事の配置を検討していきます。</p>	②	<ul style="list-style-type: none"> 指導主事は学校経営に対し指導助言を行う重要な役割がありますが、学校数の減少に伴い、大宮町と久美浜町、丹後町と弥栄町の地域担当指導主事を兼務する工夫を行い、平成26年度は教育委員会事務局指導主事を4人体制に増員しました。(平成25年度と指導主事の総数8人は変わっていません。) 平成28年度の市内全域での小中一貫教育実施に向け、教育委員会事務局指導主事の増員を行っています。全面実施後の状況をみて、指導主事総数を再検討する予定をしています。 	検討中	
		その他	<p>本施策については、施策を構成する事業が非常に多いこと、また、内部評価結果調書だけでは、教育委員会で行っている活動の全体が把握できないことから、適正に施策を評価するためには、ヒアリングの日数を増やしたり、詳細な資料を別途作成してもらったりするなどし、より詳細に評価を行う必要がある。</p> <p>そのような中で、教育委員会において、本委員会による評価とは別に「教育委員会活動の点検及び評価」が行われていること、学校教育という内容を考えると、教育委員にも評価に関わってもらうことが望ましいことから、本委員会による評価と教育委員会活動の点検及び評価の位置付けについて、一度整理を行い、今後の在り方を検討していくことが望ましい。</p>	教育委員会活動の点検・評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条で実施が義務付けられていることから、教育委員会における評価への一本化に向けて検討します。		<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度から教育委員会における評価に一本化(教育委員会に関する施策については、市長部局で行う外部評価の対象外)することとしました。 なお、評価調書については、市長部局と同様のものを利用することにより、事務の効率化を図っています。 教育委員会議の議決案件として承認を得ていますが、その際に教育委員会活動についての意見を求め議論をしています。 あわせて、教育振興計画(平成27年3月策定)で掲げる目標について、年次毎に進捗管理(点検、評価)を行っています。 	実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成24年度末時点)	平成27年度末までの実施状況		
					具体的対応状況	区分	
5	(企画総務部・教育委員会事務局) 文化芸術活動の振興	行政評価	1	京都府丹後文化会館について、市民団体などによる利用を一層増やすことで市民の文化水準を高めていくという観点から、また、ほかに代替施設がないという地域の事情も考慮して、小規模なイベントなどでも利用しやすくなるように、 <u>より低い利用料金区分の設定などを検討するよう(財)京都府丹後文化事業団へ強く働きかけるべき</u> である。	施設を利用しやすい料金設定は必要であり、貸館に伴う経費との関係も考慮しながら(財)京都府丹後文化事業団と協議を進めていきます。 具体的には、現行の減免規定の適用範囲の拡大や新たに設置を検討している「丹後文化会館友の会」加入団体などへの減免制度の適用などと併せ、減免制度の周知による利用促進を図っていききたいと考えます。	平成22年度から幼稚園、小中高等学校のクラブ活動や発表会の練習、文化協会関係団体などの平日利用に対する減免規定を設け、利用促進に一定の成果を挙げています。	一部実施済
			2	京都府丹後文化会館の収容人数をもっと多くすることができれば、集客力の高い文化イベントが開催しやすくなり、収支の改善が見込めるという説明を聞く中で、京都府丹後文化会館に <u>2階席を設けるなど、会館の収容人数を拡大するための改築工事を京都府へ要望すべき</u> である。	2階席の設置など、施設の構造上、収容人数を増やすことが可能であるか京都府と協議していききたいと考えます。	外部評価を受けて、検討を進めています。	検討中
			3	京都府丹後文化会館で開催するイベントについて、 <u>近隣の宮津市や与謝野町、伊根町にもより一層のPRを行い、利用者増を図るべき</u> である。また、そうすることで京都府丹後文化会館の収入の増加にもつながるのではないかと。	丹後文化会館で開催する事業については、近隣市町(宮津市や与謝野町、伊根町)への広報の依頼や公共施設へのポスター掲示に加えて、近隣市町の自治会での回覧に必要な数の会館情報誌を送付し、回覧を行ってもらうなど、PRに努めているところです。 また、京丹後市と宮津市、与謝野町、伊根町で活動する各種の文化活動団体などが参加する丹後文化芸術祭が丹後文化会館で開催されており、文化交流を進めながら、近隣市町の住民の利用促進を行っています。 今後も引き続き文化交流を進めながら利用の促進を行うとともに、近隣市町へのPRに努めていきます。	特記事項なし。	一部実施済
		歳出抑制	1	<u>①芸術文化事業について、事業費の抑制</u> を図ってはどうか。特に芸術文化事業の中で金額が大きい <u>②(財)京都府丹後文化事業団運営費補助金について</u> 、緊急性や必要性などの面から他の施策や事業との優先順位も熟慮した上で、 <u>ボランティアスタッフの活用や職員数、人件費、雇用形態などの見直しを含めた運営経費の縮減を(財)京都府丹後文化事業団へ要請し、補助金額の削減</u> を図ってはどうか。	文化芸術活動を推進することは、市民の文化交流を促進し、文化活動を通じた地域の活性化に寄与しています。 心豊かでうるおいのある地域づくりの手段として地域文化の振興は必要であると考え、事業実施に当たっては様々な補助事業を活用するなど、事業費の縮減に努めており、現在の事業費において削減の余地が少ないことから、今以上に事業費を抑制することは困難です。	① 特記事項なし。	実施困難
			1	京都府丹後文化事業団への運営補助金は、会館の維持管理費や人件費など経常経費の占める割合が高く、市民のニーズに合った優れた各種自主事業の開催に係る予算が不足しているのが現状であり、これ以上の削減は困難です。 現行の職員体制で職員の企画力・営業力を最大限発揮することができる環境の改善を図り、市民のニーズと全体収支面を考慮しつつ地域住民で組織する企画委員会や年間事業計画を策定し、集客アップによる経営改善を目指します。	② 特記事項なし。	実施困難	

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成24年度末時点)	平成27年度末までの実施状況		
					具体的対応状況	区分	
6	(市民部・交通安全の推進)	行政評価	1	消費生活推進事業のうち、消費生活相談事業について、京都府からの補助金終了後も事業を継続するのであれば、安易に現行のまま事業を継続するのではなく、消費生活センターの 人員体制、開設時間、開設日、運営方法を見直すなど、できるだけ市の負担が少なくなるような方法で事業を実施すべき である。	消費生活相談と市民相談、多重債務相談の窓口については、現在、大宮庁舎に設置していますが、これらの相談窓口と『くらし』と『しごと』の寄り添い支援センターとの連携を強化し、相談と支援をワンストップ化するため、平成25年度中に相談・支援場所を1か所に集める(3つの相談窓口を峰山総合福祉センター内の『くらし』と『しごと』の寄り添い支援センターの窓口に併設することとしました。 このことに合わせて、3つの相談窓口に配置しているスタッフの人員体制の見直しを行い、市の負担軽減も図ることとしました。	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年8月に「消費生活センター」は、市民相談・多重債務相談の各窓口とともに「寄り添い支援総合サポートセンター」内に移転し、スタッフの人員体制を見直しました。その際、相談員1名分を他の相談対応分に切り替えることにより、サポートセンター全体としての人員の見直しを行い、住民への相談対応体制を低下させずに、1名減の合理化を図ったところ です。 平成26年度には、将来的な一般財源化を踏まえた計画を策定しましたが、消費生活相談が多様化・複雑化してきている中、また市民に日々の暮らしの中での安心感を提供していくためには、一定のサービスレベルを維持する必要がありますので、一般財源負担の抑制に配慮しつつ、適正なサービスの提供に努めてまいりたいと考えています。 	一部実施済
			2	交通安全施設維持管理事業について、防犯灯が点灯してなくても電気代が発生することから、点灯していない防犯灯の把握など、引き続き、 防犯灯の管理の徹底を図っていくべき である。	市が設置管理している防犯灯は、市民局が中心となって状況調査などを実施し、修繕対象を把握するなどの適正管理に努めています。 今後さらなる適正管理を進めるため、定期的な状況調査の実施に向け、市民局と調整を行っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> 防犯灯のLED化に伴い、市が設置管理している全ての防犯灯を調査(平成25年度)し、防犯灯の適正把握を行うとともに、全ての防犯灯をLED防犯灯に交換しました。 今後も防犯灯の現状調査を定期的に行い、引き続き適正管理に努めていきます。 	実施済
			3	防犯灯設置事業補助金について、受益者の大部分がその地区の方に限定されることから、 地区にも設置に係る事業費の一部を負担してもらうよう、補助率の見直し について検討すべきである。	防犯灯設置事業補助金は、集落内へ新たに防犯灯の設置を要望する地区に対し、現在、その新設費用について、市から補助金を交付しています。新設時に地区には負担は生じませんが、設置後の維持管理(電気代、修繕費など)に係るランニングコストは、その全額を地区が負担しています。 今後、ランニングコストに優れたLED防犯灯の新設に対する補助を検討する中で、防犯灯新設に対する地区の一部負担についても見直しの検討を行っていきます。	防犯灯設置補助制度について、補助対象をLED防犯灯の新設に対する補助に改めるとともに、助成率は設けずに限度額を設定し、限度額超過分を地区が負担する内容に補助金交付要綱の一部改正を行いました(平成25年4月)。	一部実施済
		歳出抑制	1	消費生活推進事業のうち、消費生活学習グループ活動費補助金について、 補助金交付先である旧町ごとの6つのグループを1つのグループとする ことについて検討を行い、補助金総額の抑制を図ってはどうか。	外部評価の提案を踏まえ、平成24年11月に各町の消費生活学習グループの代表に集まっていたが、グループの統一に向けての意見交換と方向性の確認を行いました。 今後は、それぞれのグループにおいて平成26年度からのグループの統一を目指して検討を進めていきます。	平成26年度に旧町ごとのグループを統合し、市消費生活学習グループとしての活動が開始されました。これにより、補助金総額が抑制されました。	実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成24年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的対応状況	区分
6	(市民部・商工観光部) 交通安全の推進	歳出抑制	2 消費生活推進事業のうち、消費生活相談事業について、京都府からの補助金終了後も事業を継続するのであれば、事業費を大幅に縮減するため、 <u>ボランティアやNPO法人などが主体となった相談事業の実施や開設日及び開設時間の縮小など、事業の大幅な見直し</u> について検討してはどうか。	上記行政評価の1のとおり、消費生活相談、市民相談、多重債務相談の3つの相談窓口を『くらし』と『しごと』の寄り添い支援センターの窓口へ併設することに伴い、人員体制の見直しを行い、市の負担軽減を図ることとしたところです。 外部評価の提案にあるボランティアやNPO法人などによる相談体制の見直しについては、消費生活相談には専門的な知見が必要であることから、対応可能な人材や組織の把握に努めた上で、実現の可能性について検討します。 また、開設日や開設時間の見直しについては、相談と支援のワンストップ化後の状況を検証しながら検討していきます。	消費生活相談が多様化・複雑化してきている中、また市民に日々の暮らしの中での安心感を提供していくためには、専門的な知見を持つ相談員の日々配置は必要であり、開設日や開設時間の縮小は困難であると考えます。	実施困難
			3 交通安全対策事業の中で、交通安全の確保において、交通安全指導員の果たしている役割の重要性を理解しつつ、 <u>ボランティアの方にも協力してもらうなどの方法により、事業費の抑制</u> を図ってはどうか。	交通安全指導員の主な業務は、学校や幼稚園、地域で開催される老人会や婦人会へ出向いての交通安全教室や街頭での啓発活動です。指導員は、研修などを受け、専門的立場から使命感を持って、交通安全指導業務に携わっていただいています。 交通安全教室については、専門的な立場からの適切な指導が必要で、ボランティアの方による代替はできませんと考えます。 また、啓発活動については、既に地域の方などの指導員以外の方からも協力を得て実施しているところですが、指導員に要所に入ってもらい体制で活動を実施しており、今後もこの体制で実施していくことが効果的であると考えています。 啓発活動時には広くボランティアの方に協力いただくことも必要と考えますが、以上のことから、ボランティアの方の協力を得たとしても、交通安全教室や啓発活動への指導員の出席回数を減らすことはできないため、事業費の抑制は難しいと考えます。	特記事項なし。	実施困難
			4 <u>①防犯灯設置事業補助金及び②交通安全施設設置事業</u> について、市の財政が厳しい中では、 <u>防犯灯の設置ペースを落とす</u> ことを検討してはどうか。	夜間の犯罪の防止と通行の安全確保面から防犯灯の果たす役割は大きいと考えています。 防犯灯設置事業補助金 ^{※1} と交通安全施設設置事業による防犯灯の整備 ^{※2} は、地区要望に応じて行っており、地区にとって非常に必要性が高いもので、地区からのニーズがある限り応えなければならないと考えています。 そのため、防犯灯の設置ペースを落とすことは困難です。 なお、②の交通安全施設設置事業による防犯灯の整備は、これまでから予算の範囲内で整備しており、設置ペースは一定量の範囲内に留まっています。 ※1・・・集落内に新設する防犯灯の設置費に対し、地区要望に応じて補助金を交付。設置後の電気代や修繕費などの維持管理費は地区が全額を負担。 ※2・・・通学路や通勤路でもある集落間道路の防犯灯については、地区要望に応じて市(市民局)が整備(移設を含む)や修繕を実施	① 防犯灯設置補助制度について、補助対象をLED防犯灯の新設に対する補助に改めるとともに、助成率は設けずに限度額を設定し、限度額超過分を地区が負担する内容に補助金交付要綱の一部改正(平成25年4月)を行い、1灯当たりの事業費助成率は設けていないものの限度額設定により抑制しています。	一部実施済
					② 特記事項なし。	一部実施済